

地方債に関する省令の一部を改正する省令の概要

1. 主な改正内容

- ・地方交付税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第6号）において、河川等の浚渫に係る地方債の特例を措置することとして、地方財政法を改正したところ（附則第33条の5の11）、同条に規定する浚渫等に関する計画に必要な事項を総務省令で定めるために本省令を改正する。

○ 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

- ・総務省からの要請を踏まえ、公営企業会計の適用に係る経費を準建設改良費（※）としている規定について、その対象の会計適用の期間を令和6年4月1日までとするために本省令を改正する。

※ 公営企業の地方債の残高のうち、建設改良費及び準建設改良費である経費に係る地方債残高については資金不足額（地方債の許可対象となる基準として算定）の算定において算入しないこととしている。

2. スケジュール

公布日：令和2年3月31日

施行日：令和2年4月1日（地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日）